

岩手県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 39 号

岩手県収入証紙条例の一部を改正する条例

岩手県収入証紙条例（昭和 39 年岩手県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第 2 条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。	(証紙による収入の方法により徴収する歳入) 第 2 条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。 <u>ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第 3 条第 1 項の規定に基づき行われる申請等に係るものは、規則で定める方法により徴収する。</u>
2	別表（第 2 条関係） [略] 2 条例により徴収するもの (1)～(22) [略] <u>(23) 緑化センター条例（昭和58年岩手県条例第16号）による使用料</u> (24)～(27) [略] <u>(28) 工業技術センター条例（平成 6 年岩手県条例第19号）による手数料（指定期間検査機関に納めるものを除く。）</u> (29)～(42) [略]	別表（第 2 条関係） [略] 2 条例により徴収するもの (1)～(22) [略] <u>(23) 削除</u> (24)～(27) [略] <u>(28) 削除</u> (29)～(42) [略]
3	別表（第 2 条関係） [略] 2 条例により徴収するもの (1)～(41) [略] <u>(42) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）による手数料</u>	別表（第 2 条関係） [略] 2 条例により徴収するもの (1)～(41) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は同年 4 月 1 日から、表 3 の項の改正部分は同年 6 月 1 日から施行する。